令和6年3月28日 資料 No. 2 DX推進·行財政等対策特別委員会

デジタル改革担当

区に対する申請等のオンライン化について

区が受け付ける行政手続について、法令上の制約等があるものを除き、令和6年3月末までにオンライン化100%を達成します。

令和6年度は、マイナンバーカード等により本人確認が行える請求書について、会計室と連携しオンライン化するなど、100%達成後の取組を更に加速します。

1 オンライン化の状況

オンライン化状況	件数
手続数合計	3,471件
オンライン化完了した手続	手続件数 2,485件 手続ページ数 3,769ページ
LoGo フォーム(ウェブ) 下欄に該当しない全ての手続	手続件数 2,360 件 手続ページ数 3,644 ページ
マイナポータル電子申請(専用アプリ) 手続内容に「個人番号」を含む手続	手続件数 116 件
・保育園入園申請 ・児童手当認定請求 ・要介護認定申請 ・転出届 等	手続ページ数 116 ページ
LINE 電子申請(専用アプリ) 子育て、障害者関連施設の利用手続	手続件数 9件
・一時保育の利用・短期入所の利用・産前産後家事・育児支援事業の利用	手続ページ数 9ページ
制約によりオンライン化できなかった手続	手続件数 986件
(1)法令等の制約によるもの	144 件
(2)東京都や他の機関等の制約によるもの	170 件
(3)契約、会計事務の規定によるもの	672 件

[※] 粗大ごみ受付システムや区民保養施設予約システム等、業務主管課が独自に 導入したシステムにおいて受け付けている手続は除きます。

2 制約によりオンライン化できなかった手続の主な理由

- (1)建築確認関係や戸籍関係の手続の一部は、建築基準法施行規則や戸籍法施 行規則等において、書面や対面による手続を義務付けているため、オンライ ン化が不可となりました。
- (2) 医師・看護師免許関係や国民年金関係の一部の手続は、都や他の機関等の 経由事務として受け付けており、書面や対面による手続実施や、許可証等の 原本の提示、提出及び都等への書面での提出が義務付けられているため、オ ンライン化が不可となりました。
- (3)区に対する債権の請求については、請求書と契約書等の印影を突合することにより請求者の本人確認を行っているため、書面による提出が必須であり、現時点ではオンライン化が不可となりました。

ただし、請求関係手続のうちマイナンバーカードや商業登記電子証明書 により本人確認が可能な請求書については、会計室と連携し令和6年度中 にオンライン化を行います。

3 区民等への周知

(1)手続の入り口リンクや概要情報を一覧化した「港区電子申請ポータル」に 対象となる手続を掲載し、区ホームページからアクセス可能とします。



(2)各所管課が発行する通知や刊行物等に、手続の入り口への二次元コードの掲載を徹底し、利用者がアクセスしやすい環境を整備します。